

令和5年度 第3回 山梨県建築審査会 会議録

山梨県建築審査会条例第7条の規定により次のとおり会議録を作成する。

- 1 日 時 令和6年3月26日（火） 14:00～16:00
- 2 場 所 恩賜林記念館 2階 特別会議室
- 3 出席者
(委 員) 入倉修、長田正彦、松浦芳恵、武藤慎一、須田由紀、笠井英俊
(事 務 局) 建築住宅課長、建築物防災対策監、課長補佐、建築審査担当
- 4 傍聴者の数 なし
- 5 会議に付した案件
 - (1) 審査事項
 - ・建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく指定について
 - ・建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について
 - ・建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく包括同意基準の見直しについて
 - (2) 報告事項
 - ・建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可に関する報告
- 6 議事結果
別紙会議録による

■事務局

- ・ それでは、これより議事に入らせていただきます。建築審査会条例第4条の規定により、議長は、会長にお願いいたします。なお、議事に先立ちまして、会議録署名委員を決めて頂きたいと存じます。署名委員は、建築審査会条例第8条第2項の規定により会長が指名することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

■武藤会長

- ・ それでは、入倉委員と須田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ・ では、議事に入ります。第1号案件の審査事項について、事務局から説明願います。

審査事項（第1号案件）

事務局から資料により説明

■武藤会長

- ・ 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

□笠井委員

- ・ 建物の使われ方、建物への入り方、また構造耐力上の安全性について教えてください。

□事務局

- ・ はい。本申請建物はお茶の稽古を行う際などに使用されます。使用する際は予約が必要です。建物への入り方といたしましては、北側の事務棟から渡り廊下を伝って本申請建物に入る形となります。構造につきましては、現行の建築基準法の規定を満たしているため安全であると判断できます。

□武藤会長

- ・ 地下は外から入ることができるということでしょうか。

□事務局

- ・ はい。地下部分は半地下となっておりまして、扉のある西出入口から出入りが可能となっております。

□松浦委員

- ・ 建物を移築するための申請ということでよろしいでしょうか。その場合、基礎はどのような施工になるのでしょうか。

□事務局

- ・ 基礎につきましても現行の建築基準法通りの施工を行う計画となっております。

■武藤会長

- ・ 他にご意見等ありますか。
- ・ 他にご意見がなければ、審査事項に関しては同意としてよろしいでしょうか。

□委員

(意見無し)

■武藤会長

- ・ それでは、この案件については、同意することとします。
- ・ 続きまして、第2号案件の審査事項について、事務局から説明願います。

審査事項 (第2号案件)

事務局から資料により説明

■武藤会長

- ・ 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

□笠井委員

- ・ 現在駐車場として使用している場所に、引き続き駐車をした場合、通路の有効幅員が5mなくなってしまいますが、申請建物建築後は駐車しないということによろしいでしょうか。

□事務局

- ・ 申請者から、通路部分に駐車しないという意思表示はされておきませんが、今後、駐車をしないよう指導をしながら許可をしたいと思います。

□松浦委員

- ・ 申請建物が敷地境界から1m離れていませんが、消火活動など、消防上問題ないのでしょうか。

□事務局

- ・ 道路に面している南側に非常用進入口を設けているため、そこから消火活動が可能です。避難も、1階の通路部を利用することにより可能です。また、すでに管轄内の消防長より消防法上適合しているとして消防法第7条第2項の規定に基づく同意をいただいております。

□笠井委員

- ・ 東側の隣地と敷地が一体のように見えますが、通路部分を居住者以外の方も使用するのではないのでしょうか。

□事務局

- ・ 現在申請敷地と隣地間の行き来に使われている箇所につきましては、本計画によりその箇所まで建物が建築されることとなっているため、今後行き来に使われることはないと考えられます。

□武藤会長

- ・ 本計画は、共同住宅の戸数について包括同意基準に適合しないことから審査に至ったということによろしいのでしょうか。

□事務局

- ・ はい。包括同意基準では2戸建ての共同住宅が許可対象用途となっているため、建築審査会での審査が必要となりました。

□笠井委員

- ・ 共同住宅の戸数の上限について判断基準があった方がよいと思うのですがいかがでしょうか。

□事務局

- ・ 今後検討していきますが、実情に応じて判断することとなると思われれます。

■武藤会長

- ・ 他にご意見等ありますか。
- ・ 他にご意見がなければ、審査事項に関しては同意としてよろしいのでしょうか。

□委員

(意見無し)

■武藤会長

- ・ それでは、この案件については、同意することとします。
- ・ 続きまして、第3号案件の審査事項について、事務局から説明願います。

審査事項 (第3号案件)

事務局から資料により説明

■武藤会長

- ・ 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

□委員

(意見等無し)

■武藤会長

- ・ ご意見がなければ、審査事項に関しては同意してよろしいでしょうか。

□委員

(意見無し)

■武藤会長

- ・ それでは、この案件については、同意することとします。
- ・ 審査事項は以上となります。
- ・ 引き続き、第4号案件の報告事項について、事務局から報告願います。

報告事項

事務局から資料により報告

■武藤会長

- ・ この案件については、包括同意基準に沿って許可を行った報告ですので、同意について了承いたします。
- ・ 以上で、本日の議事は終了いたします。

■事務局

- ・ ご審議ありがとうございました。その他として、委員の皆様から何かございますか。

□笠井委員

- ・ 前回お願いいたしました包括同意基準の報告資料について、わかりやすくまとめていただきありがとうございました。

■事務局

- ・ 他にご意見ご質問はありますか。
- ・ 他にご意見等がないようですので、只今をもちまして、建築審査会を閉会させていただきます。

本会議録は、会議の内容を掲載したものに相違ないことを記すため、ここに署名する。

会 長 _____ 印

会議録署名委員 _____ 印

会議録署名委員 _____ 印